

令和 7 年 5 月 12 日

指定障害福祉サービス等事業者 様

仙台市健康福祉局障害福祉部
障害福祉サービス指導課長

就労選択支援の新規指定手続き等(暫定版)について(通知)

日頃より、本市障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、令和 7 年 10 月 1 日から実施される就労選択支援にかかる本市の新規指定手続き等（暫定版）※について、下記のとおり通知します。

※今後、国から指定等手続きに必要な情報が追加で提供される予定です。本通知の内容は通知日時点での国情報を踏まえた暫定的な内容であり、今後変更となる可能性があります。確定版については改めて通知いたしますので、ご承知願います。

記

1 新規指定申請の手続き等

就労選択支援については、他のサービスと同様の手続きを予定しています。

10 月 1 日からの指定を希望する場合の申請書提出期限は、8 月 15 日となります。

また、申請書提出までに下記のような手続きが必要です。

- ・ 申請書提出期限 1 か月前まで ⇒ 事前相談（賃貸契約や改装工事契約締結前にご相談ください）
- ・ 申請書提出期限 1 週間前まで ⇒ 管理者面談
- ・ 申請書提出期限まで ⇒ 建築・消防関係部署との協議及び必要な措置の完了

なお、手続きの詳細や、申請に必要な様式・提出書類は現時点で確定していませんが、今後の国からの情報を踏まえ、別途お知らせいたします。

2 指定基準等（疑義事項や解釈の詳細等について国に問い合わせ中）

■実施主体

就労移行支援又は就労継続支援に係る障害福祉サービス事業者であって、過去 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の経験及び実績を有すると都道府県知事（市長）が認める事業者

■人員基準

○管理者（管理業務に支障が無い場合は他の職務との兼務可）

○就労選択支援員

- ・ 常勤換算 15：1 で配置
- ・ 一体的に運営する事業所の直接処遇職員との兼務可（両事業所で常勤換算時間数への繰入可）
- ・ 基礎的研修または同等以上の研修(※)を修了していること（R10.3.31 までの経過措置）

○サービス管理責任者の配置は不要

※基礎的研修または同等以上の研修（厚労省通知より）

- ・就業支援基礎研修（就労支援員対応型）
- ・訪問型職場適応援助者養成研修
- ・サービス管理責任者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・相談支援従事者研修専門コース別研修（就労支援コース）
- ・平成21年厚生労働省告示第178号（研修告示）第1号ハに規定する研修

■設備基準

- 訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備
- ・運営に支障が無い場合には既存事業所との設備共用可
- ・複数種類の生産活動を行う場合には、活動の種類ごとに訓練・作業室を区分する必要あり

3 新規申請にあたり必要となる書類（現時点での想定です。確定次第別途お知らせします。）

（※）については特に厚生労働省からの追加情報の確認が必要なもの

①様式第1号（指定申請書） 様式第1号別紙（既に指定を受けている事業について）	⑮基本報酬算定に係る届出書一式（※）
②付表__就労選択支援	⑯加算に係る各別紙
③登記事項証明書（原本）	⑰参考様式7（主たる対象者を特定する理由）
④実施主体確認様式（※）	⑱参考様式8（誓約書）
⑤参考様式1（平面図）	⑲暴力団員等排除に係る誓約書
⑥参考様式2（設備・備品一覧表）	⑳別紙37（社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票）
⑦事業所の写真	㉑事業計画書
⑧管理者の経歴書	㉒収支予算書
⑨就労選択支援員資格要件確認書類（※）	㉓利用契約書・重要事項説明書
⑩運営規程	㉔賃貸借契約書の写しまたは土地建物の所有が確認できる書類（登記事項証明書の原本等）
⑪参考様式6（苦情解決措置の概要）	㉕関係機関（建築・消防等）への届出状況や確認相談の状況が分かる書類
⑫別紙2（従業者の勤務形態一覧表）	㉖業務管理体制の整備に関する届出
⑬様式第5号（体制等届出書）	
⑭別紙1（体制等状況一覧表）	

※仙台市ホームページにおいても随時情報を更新します。

https://www.city.sendai.jp/shogai-sanka/syurou_ryuizikou.html

（ホーム> 事業者向け情報> 福祉・医療> 福祉> 障害福祉サービス> 就労系サービスの留意事項

担 当：障害福祉サービス指導課

指導第一係（青葉区、泉区）

022-214-6141

指導第二係（宮城野区、若林区、太白区）

022-214-8743

E-mail：shougaishidou@city.sendai.jp